



Monthly Topics

12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します

☎健康保険課 ☎924-3865 ☎923-2935

12月2日以降、現行の保険証の新規発行は終了し、保険診療はマイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナバーカード）での受診を基本とする仕組みへと移行します。マイナ保険証の有無により医療機関での受付方法が変わりますので、ご注意ください。

マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証を医療機関に提示してください ※国民健康保険に加入している人は、ご自身の資格情報の確認のために「資格情報のお知らせ」を別途郵送します。
マイナ保険証を持っていない人	「資格確認書」を医療機関に提示してください ※国民健康保険に加入している人は、保険証に代わる「資格確認書」は申請不要で郵送します。引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

◎国民健康保険以外の医療保険に加入されている人は、加入している医療保険者にお問合せください。

マイナ保険証のメリット

- ① 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除される
- ② 過去の薬剤情報や健診結果をもとに、より良い医療を受けることができる
- ③ マイナポータルでご自身の医療費情報を確認できる など



国民健康保険証の一斉更新のお知らせ

※今回お手元に届いた保険証は有効期限までご使用いただけます

新しい保険証を、10月5日以降に簡易書留で順次郵送しています。保険証の色は桃色に変わります。保険証に記載されている内容（住所・氏名・生年月日など）に誤りがあればご連絡ください。新しい保険証は届き次第使用できます。古い保険証は各自で処分してください。

※今回送付する保険証の台紙には、被保険者のマイナナンバーの下4桁を記載していますので、必ずご確認ください。

